

民主党・無所属の会さいたま市議団 政務調査費の使用に関する内規

民主党・無所属の会さいたま市議団は、政務調査費が地方自治法第100条第13項、14項の規定に基づき、会派または議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、交付されていることから、さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例及び施行規則に則り、以下のように使途基準を定めるものとする

政務調査活動とは、

- ・議案及び所管事務に係る調査研究活動
- ・政策立案に係る調査研究活動
- ・市民との意見交換
- ・市政一般に係る意向実態調査、情報収集

	支出することができるもの	按分率	支出することができないもの
調査研究費	委託調査(コンサルタント委託)に要する経費 政務調査に係るNPO等の会費(年会費) 政務調査に係る研修会、会議、勉強会等の会費(参加費) 視察に伴う交通費、宿泊費とその他経費		飲食代 自らが主体的に関わるNPO等の会費 グリーン車
人件費	政務調査活動を補助する職員の雇用に要する給料、手当、社会保険料、賃金等の経費		生計を一にする親族に対するもの 政党及び政治活動に関するもの
研修費	会派が行う政務調査を目的とした研修会、勉強会の講師料とその経費		飲食代
資料作成費	政務調査活動に必要な資料の作成に要する印刷製本費、原稿料等の経費		
資料購入費	政務調査に係る書籍等の購入 政務調査に係る新聞、雑誌等の購入		趣味、一般教養に関するもの 政党・宗教新聞などの多量購入
会議費	会派が行う市政報告会に係る会場費及び経費		選挙活動及び政党活動を目的としたもの 個人後援会活動を目的としたもの
広報費	会派が行う市議会レポートの作成費、印刷費、配布費 会派が行うホームページの運営費	50%～100%	選挙活動及び政党活動を目的としたもの 個人後援会等に関係するもの
行動費	ガソリン代 公共交通の運賃 タクシー代(市外で特別の事情があるものに限る) 駐車場代	50%～70%	市内のタクシー代
事務費	会派の控室及び各区事務所における事務用品及び備品 会派の控室及び各区事務所における電話代 会派の控室及び各区事務所におけるインターネット使用料 携帯電話代	50%～70%	選挙活動及び政党活動を目的としたもの 個人後援会活動を目的としたもの
事務所費	各区事務所における賃借料、維持管理費 各区事務所における駐車場代 各区事務所における水光熱費	50%～100%	自宅及び個人後援会に係るもの

## 支出できないもの

### (1) 政党活動経費への支出

例) 党大会への出席費用、政党活動・支部活動費用、政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷・発送費用、政党組織の事務所の設置維持経費、政党組織の人件費、党大会賛助金、党大会参加費用、会派の役員経費

### (2) 選挙活動経費への支出

例) 選挙での各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費、選挙活動費

### (3) 後援会活動経費への支出

例) 後援会活動経費、後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷・発送費用、後援会主催の報告会等の開催経費、後援会主催の市政報告会開催経費

### (4) 私的活動経費等への支出

例) 慶弔餞別費等(病氣見舞い・香典・祝い金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状の購入・印刷等経費等)、冠婚葬祭への出席費用(葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等)、宗教活動経費、観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費、親睦会・レクリエーション等のための経費、議員個人の私的目的のために使用する経費

### (5) 挨拶、会食やテープカットだけの出席費用の支出

例) 諸団体の総会における挨拶だけの出席、自治会・老人会等の会合の会食だけの出席、市有施設等の起工式や竣工式の出席

### (6) 飲食を主目的とする名称の会合への出席費用の支出

### (7) 議員が役職を兼ねている他団体の理事会・役員会・総会の出席費用の支出および議員が主体的に関わるNPO等の会費

### (8) 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する事項にかかる経費の支出

例) 公職選挙法199条の2の寄付に該当する経費(お茶・茶受けを超える飲食の提供、食事の提供)

### (9) 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出および修繕費への支出

### (10) 政務調査活動に使用する自動車の購入、修理点検等維持費およびリース代への支出

### (11) 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出

例) 絵画、冷蔵庫、衣服等

### (12) 名刺作成にかかる支出